

特集

厚生年金保険法施行規則等の一部が改正に

2020年8月3日、厚生労働省は「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令案」を公表した。改正は年金関係手続における死亡者の個人番号に係る措置に関するもの等で、「2018年の地方からの提案等に関する対応方針」では、「申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、関係府省と協議・検討し、2019年度中に結論を得る」こととなっていた。その後、本人死亡後については、個人番号関係事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者）とされる相続人が、死亡者本人から個人番号の提供を受けたり死亡者本人の代理人として死亡者の個人番号を提供することは認められないとの結論にいたった。

こうした経緯を踏まえ、年金関係手続のうち、一部の死亡者に係る手続において、死亡者本人の個人番号を記載を申請様式で求めることはしないとした。

また、遺族年金の手続等において、不動産登記規則を身分関係等に証明する書類として利用できるよう、厚生年金保険法施行規則等について所要の改正を行う。

公布日は2020年9月上旬、施行期日は同年10月下旬を予定している。

〔改正1〕年金関係手続における死亡者の個人番号に係る措置

老齢年金等の受給権者が死亡した場合に、その親族等が遺族年金の裁定請求や未支給年金の請求等の手続を行う際の届出記載事項を定める規定から、受給権者の個人番号の規定を削除する。

〔改正2〕年金関係手続における法定相続情報一覧図の写しに係る措置

遺族年金及び未支給年金等の手続の際に、法定相続情報一覧図の写しを利用できるよう、添付書類として規定に追加する。

2020年9月から厚生年金保険料の上限が改定に

2020年7月20日、日本年金機構は厚生年金保険における標準報酬月額上限が2020年9月から変更になることを公表した。厚生年金保険法における従前の標準報酬月額上限等級（現行第31級・62万円）の上に1等級（第32級・65万円）を追加し、上限が引き上げられる（表1・表2）。

今回の改定によって追加される保険料上限に該当するのは、「現在の標準報酬月額が62万円（31等級）で、かつ2020年4～6月の報酬月額が63万5,000円以上となる人」となる。標準報酬月額に保険料率（18.3%）を乗じて算出した第32級の保険料は、11万8,950円で、事業主と折半すると本人負担分は5万9,475円となる（表2）。実際には10月分の給料から天引きされることとなるが、本人負担分で1カ月あたり2,745円の増額となる人が出ることになる。

日本年金機構では、この改定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者がいる対象の事業主及び船舶所有者に対して、2020年9月下旬以降に「標準報酬改定通知書」を送付する。標準報酬月額の変更の際に、事業主及び船舶所有者からの届出は不要。

【表1】 厚生年金保険の標準報酬月額の上限（改定前）

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	保険料月額 (厚生年金基金加入者を除く)	
			全額	被保険者負担分 (事業主と折半)
			18.300%	9.150%
第31級	620,000円	605,000円以上	113,460円	56,730円

【表2】 厚生年金保険の標準報酬月額の上限（改定後）

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	保険料月額 (厚生年金基金加入者を除く)	
			全額	被保険者負担分 (事業主と折半)
			18.300%	9.150%
第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	113,460円	56,730円
第32級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円